

## 児童発達支援事業所すくすく親子教室運営要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市が設置する児童発達支援事業所すくすく親子教室（以下「事業所」という。）において提供する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3第1項に規定する指定通所施設のうち、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、乳幼児（法第4条第2項に規定する障害児のうち、乳幼児をいう。以下「利用者」という。）及び利用者の保護者（以下これらの者を「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

### (運営方針)

- 第2 指定児童発達支援の提供に当たっては、日常生活における基本的動作の習得、及び集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な療育指導・相談を行うものとする。
- 2 事業所の管理者は、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒まないものとする。
  - 3 職員は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、指定児童発達支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - 4 指定児童発達支援の提供に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の居住する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、保健所、保健医療センター及び福祉サービスを提供するもの（第7項及び第15第3項においてこれらを「指定障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
  - 5 指定児童発達支援の提供に当たっては、技術指導の向上に努め、適切な援助指導をもって行うとともに、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
  - 6 指定児童発達支援の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ利用者等の課題に対応したサービスが提供できる体制を整えることとする。
  - 7 指定児童発達支援の提供の終了に際しては、利用者等に対して適切な指導

を行うとともに、指定障害児通所支援事業者等との密接な連携に努めるものとする。

- 8 前各項に規定するもののほか、法及び児童福祉法に基づく指定障害通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を順守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3 市長は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  
（事業所の名称及び所在地）

第4 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 児童発達支援事業所 すくすく親子教室
- (2) 所在地 大阪府茨木市春日三丁目13番5号  
（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を順守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1人（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活における基本的動作の習得等の目標、課題を達成するための具体的な児童発達支援の内容等を記載した児童発達支援計画を作成し、利用者等に対してその内容を説明し、利用者等の同意を得るとともに、継続的なサービス管理や評価を行い、6月に1回以上見直し、必要に応じて当該計画を変更するほか、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 保育士 8人（常勤職員3人、非常勤職員5人）

ア 保育士は、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援の提供に当たるとともに、実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

イ 保育士の数は、利用人数により変動するものとする。

- (4) 指導員 2人（非常勤職員（心理判定員））

保健師は、利用者の保健相談及び保健指導を、心理判定員は、利用者の

発達検査及び療育相談を行う。

(5) 事務職員 1人（非常勤職員）

事務職員は、事業運営に必要な事務を行う。

（開所日及び開所時間）

第6 事業所の開所日及び開所時間は、次の表のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

区 分	曜 日	時 間
開所日	火曜日から土曜日まで	開所時間 ・ 午前9時から午後5時まで 指定児童発達支援の提供時間 ・ 午前10時から正午まで ・ 午後1時から午後4時30分まで
休所日	1 日曜日及び月曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 3 12月28日から翌年1月4日まで	

（利用定員）

第7 事業所の利用定員は、1日当たり 48人とする。

2 利用者の定員の内訳は、次の各号に掲げる指定児童発達支援の提供時間の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 午前10時から午前11時30分まで 16人

(2) 午後1時15分から午後2時45分まで 16人

(3) 午後3時から午後4時30分まで 16人

（指定児童発達支援の内容）

第8 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童発達支援計画の作成

(2) 指定児童発達支援に関する内容

ア サービスの提供方法等についての説明

イ 日常生活における基本的動作習得の指導

ウ 集団生活への適応訓練

エ 利用者等の課題に応じたサービスの提供

オ 利用者の保護者への指導、助言及び相談

（利用者からの受領する費用の額等）

第9 市長は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた保護者をいう。以下同

じ。) から当該指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）の支払を受けるものとする。

3 前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証書を当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10 通常の事業の実施地域は、大阪府茨木市の全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11 利用者等が指定児童発達支援の提供を受ける際に、快適性、安全性を確保するため利用者等が留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援は、利用者等が通所する方法により実施する。

(2) 利用者等のいずれかが伝染性疾患にかかったときは、利用できないものとする。

2 市長は、前項各号に違反する者及び市長が不相当と認める者に対して入場を拒否し、又は退去を命じることができる。

（緊急時における対応方法）

第12 職員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに、利用者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2 職員は、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第13 市長は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第14 市長は、提供した指定児童発達支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 管理者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他

の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは児童発達支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して大阪府知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、大阪府知事又は市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15 市長は、職員の資質向上のために、次の研修を受講する機会を確保するものとする。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修
- (3) 緊急時における対応研修

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、他の指定障害児通所支援事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

4 市長は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 市長は、利用者等に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

（その他）

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。  
（早期療育指導・相談室「すくすく教室」児童デイサービス事業運営要綱の廃止）
- 2 早期療育指導・相談室「すくすく教室」児童デイサービス事業運営要綱（平成15年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年6月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。